

京都市区長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成21年3月31日

京都市長 門川大作

第1条及び第2条第2項中「区役所支所長」を「担当区長」に改める。

別表区長の項第3号中「総務局長」を「行財政局組織・人事担当局長」に改め、同項第5号中「区役所支所長」を「担当区長」に改め、同項第25号を削り、同項中第26号を第25号とし、第27号から第32号までを1号ずつ繰り上げる。

別表区役所支所長の項を次のように改める。

- (1) 所属課長及びこれに準じる者以上の者の休暇、欠勤等の承認等に関する事。
- (2) 所属課長及びこれに準じる者以上の者の出張及び復命に関する事。
- (3) 所属職員の職務に専念する義務の免除に関する事。ただし、職員団体及び労働組合の業務によるものについては、行財政局組織・人事担当局長が別に定めるものに限る。
- (4) 所属職員の営利企業等の従事の許可等に関する事。
- (5) 担当副区長並びに区役所支所の部長、室長及び税務長の時間外勤務命令に関する事。
- (6) 所属職員に係る京都市職員の倫理の保持に関する条例施行規則(次号において「規則」という。)第5条による許可に関する事。

- (7) 所属職員に係る規則第7条による承認に関すること。
- (8) 審議会、審査会等の委員の委嘱及び解嘱並びに命免に関する  
こと。
- (9) 本市の権利に属する損害賠償の額の決定に関すること。
- (10) 1件500,000円以下の法律上その義務に属する損害賠償の額の決定に関すること。
- (11) 支出決定に関すること。
- (12) 配分した歳出予算の執行に関すること。
- (13) 行政財産の目的外使用の許可及び使用料等の減免に関する  
こと。
- (14) 普通財産の貸付けの決定及び契約並びに貸付料等の減免に関  
すること。
- (15) 行政財産の用途の廃止及び変更に関すること。ただし、議会の議決又は同意を必要とするものを除く。
- (16) 見積価格又は金額5,000,000円未満の負担を伴わない  
不動産及び金品の寄付受納に関すること。
- (17) 物品の譲渡、交換、貸借及び寄託の決定及び契約に関する  
こと。ただし、会計管理者に合議することを必要とするものを除  
く。
- (18) 本市の公有財産及び物品への広告の掲載の決定及び契約に関  
すること。
- (19) 市税に係る徴収金及び徴収の嘱託を受けた市町村税(都道府県

担当区長

民税を含む。)に係る徴収金(以下「市税徴収金等」という。)に係る差押財産の換価に関すること。

(20) 行政不服審査法による不服申立ての処理に関すること。ただし、法令により議会に諮問することを必要とするものを除く。

(21) 審議会、審査会等に対する諮問に関すること。

(22) 京都市情報公開条例による公文書の公開の請求に対する決定等のうち重要なものに関すること。

(23) 京都市個人情報保護条例による個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定等のうち重要なもの並びに個人情報の取扱いの是正のうち重要なものに関すること。

(24) 京都市自動車放置防止条例第9条による撤去命令に関すること。

(25) 所管施設の供用日及び供用時間の臨時の変更に関すること。

(26) 後援名義及び協賛名義の使用許可並びに事務事業の共催に関すること。

(27) 研究会、協議会その他関係団体への加入及びこれらの団体からの脱退に関すること。

(28) 広報資料の発表に関すること。

(29) 刊行物の発行に関すること。

(30) 検査吏員証、滞納者財産差押吏員証及び検税吏員証の交付に関すること。

(31) 市政協力委員の委嘱及び解嘱に関すること。

(32) 総合庁舎の管理に関する事務の統轄及び調整に関すること。

(33) ちびっこひろばの助成決定に関すること。

(34) 前各号に規定する事項のほか、所管業務に係る事務事業の計画及び実施に関すること。

別表部長及び室長の項第11号を同項第12号とし、同項第10号の次に次の1号を加える。

(11) 市長祝辞、式辞、賞状等の作成に関すること。

別表区民部長の項第1号中「総務局長」を「行財政局組織・人事担当局長」に改める。

別表税務長の項第1号を次のように改める。

(1) 市税徴収金等に係る支出命令及び振替命令並びに出納の通知に関すること。

別表総務課長の項第1号中「総務局長」を「行財政局組織・人事担当局長」に改め、同項に次の4号を加える。

(15) 京都市コミュニティセンター条例(以下この項において「条例」という。)第4条による使用許可並びに条例第5条による使用の制限及び使用許可の取消しに関すること。

(16) 条例第7条第1項による特別の設備の設置許可に関すること。

(17) 条例第7条第2項による必要な設備の設置命令及び措置命令に関すること。

(18) 条例第9条の規定による原状回復に係る検査に関すること。

別表保険年金課長の項第2号及び京北出張所長の項第32号中「高額療養費」の右に「、高額介護合算療養費」を加える。

#### 附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)